

【 答申の概要 】 大学等研究機関派遣研修に係る選考過程等が分かる文書についての部分開示決定に対する審査請求（諮問第233号）

件名	大学等研究機関派遣研修に係る選考過程等が分かる文書についての部分開示決定に対する審査請求
本件対象公文書	高校教師の長期研修について 県教委内での指名者の決定選考過程を示す記録・文書
非開示理由	条例第11条第2項（不存在による非開示）
実施機関	静岡県教育委員会
諮問期日	令和3年10月18日
主な論点	公文書開示請求に対して、対象となる公文書を作成していないとして、文書を保有していないため非開示（文書不存在）とした実施機関の決定は妥当であったか。

審査会の結論

静岡県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件対象公文書を保有していないとし非開示とした決定は妥当である。

審査会の判断

当審査会は、本件決定について審査した結果、以下のとおり判断する。

(1) 本件審査請求について

本件対象公文書について、実施機関は不存在とするが、審査請求人は、研修候補者の選考に不可欠なものであり、不存在であれば選考過程はブラックボックスであると主張している。

確かに、行政組織である実施機関が研修候補者を決定するに当たり、その選考過程において文書を全く作成しないというようなことがあるのか、あるとすればどのように選考を行っているのか疑問である。そこで、実施機関が説明するデータベースを使った選考方法について、具体的に確認することとした。

(2) データベースによる派遣研修者の絞り込み方法等について

当審査会事務局職員をして実施機関に対し、派遣研修者を絞り込むための方法等について確認させたところ、実施機関は次のとおり説明する。

ア 派遣研修者を選考するにあたっては、教員の情報が集積されているデータベースの中から、年齢、教職経験年数、担当教科、免許状の種別、健康状態等に着目して絞り込みを行う。

なお、例年同じ方法で絞り込んでいる。

イ 選考に当たって課内で協議を行っており、その際は、データベースから絞り込んだデータの一覧を画面で見たり、必要に応じてその画面を紙に打ち出すことがある。

しかし、データベースには、教員の個人情報等の内部管理情報が保存されているため、紙で

の管理は想定しておらず、紙に打ち出したものは協議終了後直ちに廃棄している。

ウ データベースの使用が許可されている職員は限られている。

エ 派遣研修の効果的な運用のために、1大学ずつ推薦候補者の絞り込みの作業を行っている。推薦候補者は、各大学や個人の状況により1回で決定しないことが多く、各校長と何度かやりとりをして確定する。

(3) 上記(2)の方法をとる理由

実施機関は、次のとおり説明する。

ア 人事管理のデータベースには、教員の個人情報等の内部管理情報が保存されているため、紙で打ち出すことは想定していない。また、このデータベースの使用が許可されている職員は限られており、仮に紙で打ち出して保管した場合、データベースの使用が許可されていない職員が情報を得ることが可能となってしまう。

イ 人事情報は、通常紙に打ち出すことはしないが、派遣研修者の選考に当たってデータの一覧を紙に打ち出すという行為は、協議を行う上での効率性等を考慮してのことである。

そのため、打ち出した紙は保管せずに直ちに廃棄している。

(4) 本件処分の妥当性について

実施機関が選考に用いたというデータベースは、人事管理のために個々の教員の情報を集積したものである。人事情報は、業務情報として機密性が高いのみならず、教員のプライバシーに関する情報をも含むため、アクセスが極めて制限されるべき情報である。このような情報の管理方法として、実施機関の説明は首肯できる。

したがって、本件対象公文書を保有していないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、実施機関において本件対象公文書を保有しているとは認められない。